

(新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る芦屋市独自支援策)
 芦屋市介護保険サービス事業所等事業継続支援金の支給に関する手引き

芦屋市高齢介護課
 障がい福祉課
 子育て推進課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大により、利用自粛等による影響を受けた介護サービス事業所等に対し、事業所の事業の継続を支援することを目的として事業継続支援金を支給します。

2 支給対象事業者

次の3つの要件をすべて満たす法人の方が対象になります。

- (1) 芦屋市内において、指定を受けた介護サービス事業所・障がい福祉サービス事業所をおく法人もしくは兵庫県に届出をしている地域活動支援センターをおく法人で、事業所を令和2年3月1日以前に開設していること
- (2) 法人が実施するいずれかの事業の令和元年10月分(基準月)の介護給付費等収入に比べて、令和2年2月以降のいずれかの月において20%以上介護給付費等収入が減少した月(対象月)があること

【事業所の開設年月日が令和元年10月2日以降である場合】

開設以降令和2年3月までの1か月当たりの平均介護給付費等収入の額を算出し、この金額に比べて令和2年2月以降のいずれかの月において20%以上介護給付費等収入が減少した月があること(平均を算出する際、1,000円未満四捨五入)

- (3) 国が実施する持続化給付金について、30万円以上の額の支給を受けていないこと
- (例) ①令和2年10月1日以前開設の事業所の場合

令和元年10月收入額(基準月)	100万円
-----------------	-------

	4月	5月
収入額	85万円	70万円
減額率	20%未満 非該当	20%以上 該当 対象月

- ②令和元年10月2日以降開設の事業所の場合

例：令和元年12月1日開設の事業所の場合

12月～3月分までの一月当たり平均収入額を基準月の収入とみなします。

	12月	1月	2月	3月	1月当たり平均
収入額	30万円	40万円	45万円	50万円	41.3千円

↓
基準月の収入額とみなします。

	4月	5月
収入額	30万円	35万円
減額率	20%以上 該当 対象月	20%未満 非該当

3 支給対象となる事業

対象となるサービス事業については別表1のとおりです。

4 対象となる収入

介護給付費等収入は以下のとおりとなります。

事業区分	名称
介護保険サービス	介護給付費，予防給付費，第1号事業支給費
障がい福祉サービス	介護給付費，訓練等給付費
地域生活事業	利用者の居住する市区町村の規定に基づき支給された給付費
地域活動支援センター事業	生産活動等より得た収入
障がい児通所サービス	障害児通所給付費

5 支給額

1 法人に対して30万円

※30万円未満の持続化給付金の支給を受けた法人はその差額を支給します。

6 支給申請の流れ

- (1) 申請書の受付開始：5月18日（月曜日）
- (2) 支援金の支給時期：申請受付後3週間程度

7 申請手続き

申請受付期間を延長しました（当初：8月31日（月曜日））

- (1) 申請受付期間：5月18日（月曜日）～令和3年3月31日（水曜日）
※当日消印有効

- (2) 申請方法

郵送にて申請書と添付書類を提出してください。提出する際は、簡易書留やレターパックなど郵便物が追跡できる方法での提出をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、来庁による提出はご遠慮ください

【宛先】 〒659-8501

芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所

※介護保険事業者の方 ⇒高齢介護課

障がい福祉サービス事業所の方⇒障がい福祉課

障がい児通所支援事業所の方 ⇒子育て推進課こども担当

- (3) 申請に必要な書類の入手方法

芦屋市のホームページからダウンロードできます。

- (4) 申請書類と添付書類

①申請書

市所定の様式に記入または入力してください。

②添付書類

書類名	書類の内容
収入が分かる書類（令和元年10月分、20%以上減収月分）	・介護給付費等支払決定額通知書（写し） ※支払額の決定が行われていない分を請求する場合は、介護給付費等請求書で申請を行い、後日決定額通知書を提出すること ※返戻・過誤請求があった場合はその通知書の写しも添付すること ※事業所の開設が令和元年10月2日以降の場合は、開設以降令和2年3月までの写しが必要
法人が事業を実施していることを確認できる書類	次のいずれかの書類を提出すること ・事業所指定通知書（写し） ・WAMNETに登録している事業所情報 ・その他確認できる書類
持続化給付金関係書類 ※該当する場合のみ	・持続化給付金決定通知書
通帳の写し	・振込希望口座の金融機関名、支店名、口座番号等が確認できるもの ※振込希望口座の名義人は、申請者（法人代表者）と同じ名義にすること

(5) 申請書の審査

申請書の内容について、担当課から問い合わせさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

申請書の審査の結果、支援金の支給・不支給が決定した時には、支給決定通知書または却下決定通知書を、申請者の所在地に発送します。

(6) 支援金の支払い

申請を受け付けてから支給までは2～3週間を予定しています。

(7) 支援金の返還

支援金受領後に要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正の手段により支援金を受領した場合は、支援金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。

【お問い合わせ】

・介護保険事業者の方

芦屋市福祉部高齢介護課（TEL：0797-38-2024）

・障がい福祉サービス事業所の方

芦屋市福祉部障がい福祉課（TEL：0797-38-2043）

・障がい児通所支援事業所の方

芦屋市こども・健康部子育て推進課（TEL：0797-38-2045）